CHECK

最近の傾向は他の市と比較すると

収支比率」は9・1パーセントで、 る各指標は次のとおりです。 客観的に財政を比較、 依然厳しい状況 部改善はしているが、 しかし、 判断でき 「経常

います。 ことを示しています。 使えない それ以外の臨時的な事業に財源が とんどが経常的な経費に充てられ 然として高い水準です。 セントが適正水準とされており、 前年度から4・ これは市が自由に使える財源 (財政が硬直化している 8ポイント改善して 一般的に70~8パー

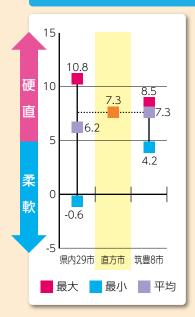
実質公債費比率3か年平均他市との比較 グラフの

前年度から0・5ポイント悪化 度合いを見る「実質公債費比率」は、

市の借金返済に係る財政負担

7・3パーセントとなっています。

市が将来負担すべき負債の度合い



パーセントとなっています。

市と比較すると、経常収支比率は

市の財政指標を福岡県内の

他

度から6・1ポイント悪化し41

を見る「将来負担比率」

は、

前

年

実質公債費比率3か年 平均…

財政力の強さを示す「財政

力指

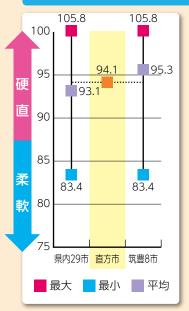
は、

0・56となっています

市の公債費(借金返 済に充てる費用)の財 政負担の割合を示す指 標です。下水道事業や 水道事業等全ての事業 を含む公債費の割合で す。18パーセントを超 えると、市債発行時に 国の許可が必要になり ます。前年度に比べ、 0.5ポイント悪化しまし た。

経常収支比率他市との比較

グラフ⑤



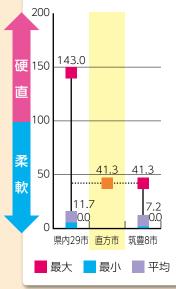
経常収支比率…

自由に使え、経常的 に見込める収入(市税、 普通交付税等)に対し、 使い道が決まった経常 的な支出(人件費、借金 返済費、扶助費等)の割 合を示します。前年度に 比べ4.8ポイント改善し ました。

将来負担比率他市との比較

グラフ3

将来負担比率…

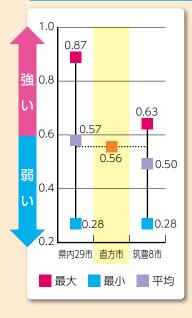


将来一般会計で負担 することが見込まれる 金額の標準財政規模に 対する割合を示したも のです。市だけでなく、 市が出資している第3 セクター等に対する負 担も含みます。350 パーセントを超えると 財政健全化計画の策定 が必要です。前年度に 比べ、6.1ポイント悪化 しました。

財政力指数3か年平均他市との比較

財政力指数3か年平均…

一般的に必要な経費 に占める自前での財源 調達の割合を示すもの です。この数値が1に近 い、あるいは1を超える ほど、市が自ら調達でき る財源の割合が高く、 財政力が強いことを示 します。前年度に比べ 0.01ポイント改善しま した。



ります。 は弱め」、 ように平均よりやや劣り、「財政力 財政力指数は前ページのグラフ⑥の り高く、 来の負担は大きめ」ということにな フ⑦、⑧のように平均より高く、「将 負担比率については前ページのグラ 前ページのグラフ⑤のように平均よ 「財政の硬直化は進行」、 実質公債費比率、 将来

CHECK 判断指標について財政健全化法での

早期健全化団体にならないよう 今後も適切な財政運営を

の財政状況を判断する4つの指標の する法律」により、地方公共団体 公表が義務付けられています。 地方公共団体の財政の健全化に関

令和6年度健全化判断比率

直方市

7.3

41.3

※「早期健全化基準」および「財政再生基準」については、直方市の場合の基準。

早期に財政状況を把握しやすくす るために整備された法律です。 ときには手遅れとなっていたため、 候が市民にわかりにくく、 特別措置法」では、 これまでの「地方財政再建促進 財政悪化の兆 気づいた

指標名称

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

数値が、このうち 1つでも早期健全 標は、表②の4項目です。本市の 化基準を超えた場合には、 この法律で、判断の基準となる指 改善す

> 財政の健全化を図っていかなければ るための財政健全化計画を策定し、 なりません。

政運営が著しく制限されます。 与下での改善が行われ、自主的な財 い財政再生計画を策定し、 基準を超過した場合には、 また、いずれかの数値が財政再生 より厳し 国の関

団体」に該当する市町村はなく で「早期健全化団体」「財政再生 本市も該当していません。 令和6年度決算では、 福岡県内

表2

財政再生基準

20.00

30.00

35.0

早期健全化基準

12.84

17.84

25.0

350.0

①実質赤字比率

と考えられる経常的な一般財源の規 割合です。 模)に対する、 標準財政規模 普通会計の赤字の (通常収入される

でないため、 となります。 市の令和6年度決算は赤字決算 指標としては「なし」

②連結実質赤字比率

護保険事業など)を含めた、 占める割合です。 市全体の赤字額の標準財政規模に 企業会計(国民健康保険事業、 普通会計以外の特別会計や公営 直方 介

> ず、指標としては「なし」となります。 ①と同じく赤字決算となっておら

③実質公債費比率

こととなり、他の事業に予算が回 され、表②の数字は令和4年度 事務組合などの公債費に使われた 計だけでなく、公営企業会計や一部 度合いを見るための指標で、 令和6年度決算による平均です。 負担金なども含めて算定します。 入の多くを借金の返済に充てている この比率が高いということは、 直近3年間の平均で見るものと 市の借金返済による財政負担 一般会 収

④将来負担比率

を超えると早期健全化団体となり の指標で、これが350パーセント する恐れがあるかどうかを見るため 比率です。将来の財政運営を圧迫 的な負債の標準財政規模に対する 一般会計等が将来負担すべき実質

なくなっています。